平成２７年（フ）第１４１０号
札幌市清田区美しが丘４条６丁目19番８号
債務者　小舘　真澄（旧姓井野）
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹村　　翔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１００号
広島県福山市東川口町２丁目８番20号
債務者　松本　　亨
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　佑介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第９２号
新潟県中魚沼郡津南町大字秋成9600番地
債務者　髙橋　清年
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片沼　貴志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月18日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第８号
新潟県佐渡市長江1135番地
債務者　藤田　一雄
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２７年（フ）第１９号
三重県松阪市鎌田町133番地７　アウスレーゼ１－Ｅ
債務者　松島　和司
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　大河
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第１８８号
三重県四日市市ときわ４丁目７番11号　シティハイツ坂下Ｂ－２Ａ
債務者　赤坂　八郎
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１８９号
三重県三重郡菰野町大字田口815―49　ハイツソートフルＡ棟103号室、住民票上の住所三重県三重郡菰野町大字竹成971番地８
㈲ＡＴＳ物流
債務者　德田　純一
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４５３号
静岡市葵区新間1240番地の76
債務者　佐藤　具伯
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第８４号
北海道苫小牧市日新町３丁目３番４―301号
債務者　細谷　誠一
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１２７号
仙台市青葉区川平４丁目24番14号　コーポ川平206、従前の住所仙台市青葉区国見６―18―20　山舎荘１－西－１
債務者　高橋佐代子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４５２号
宮城県黒川郡大和町杜の丘１丁目２番地の20　ラルジュ・ハーモニー203
債務者　金子　弘宣
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４６８号
宮城県岩沼市相の原２丁目６番734号、従前の住所宮城県岩沼市吹上１丁目５番37号　レオパレスⅠ103号
債務者　高橋　千尋
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５０２号
仙台市宮城野区大梶13番33号　ル・トランスポール壱番館102、従前の住所仙台市宮城野区東仙台５丁目35番２号　阿部ビル301
債務者　若有　靖裕
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５２７号
宮城県宮城郡利府町花園３丁目10番地10、従前の住所宮城県角田市角田字寺前182番地37
債務者　小林美智子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２１６号
茨城県水戸市本町３丁目17番１号　フレグランス東邦Ⅱ102号、旧住所茨城県水戸市城東１丁目15番82―707号　市営城東住宅
債務者　松崎　導哉
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２４５号
茨城県水戸市吉沢町163番地　吉沢コーポ歩203号
債務者　山田　初枝
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２４８号
茨城県水戸市見川町2563番地　市営緑岡第１住宅４棟205号
債務者　齋藤美津子（旧姓谷田川）
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
水戸地方裁判所